

- **社会教育委員及び公民館運営審議会の委員の委嘱の基準を条例で定めるに当たって参酌すべき基準を定める省令**（平成23年文部科学省令第42号）

最終改正：平成25年文部科学省令第25号

（社会教育委員の委嘱の基準を条例で定めるに当たって参酌すべき基準）

第1条 社会教育法（昭和24年法律第207号。以下「法」という。）

第18条の文部科学省令で定める基準は、**学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から委嘱することとする。**

- **秋田県社会教育委員に関する条例**（平成26年秋田県条例第85号）
秋田県社会教育委員の定数等に関する条例（昭和25年秋田県条例第9

（設置）

第1条 社会教育法（昭和24年法律第209号）第15条第1項の規定に基づき、秋田県社会教育委員（以下「委員」という。）を置く。

（委員）

第2条 委員の定数は、15人以内とする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- 一 学校教育及び社会教育の関係者
- 二 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- 三 学識経験のある者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。